令和８年度泉佐野市サイバーセキュリティ対策促進補助事業に係る補助事業者募集要領

令和８年１１月１２日
泉佐野市
成長戦略室
おもてなし課

泉佐野市（以下「市」という。）では、令和８年度「泉佐野市サイバーセキュリティ対策促進補助事業」を実施する事業者を、以下の要領で広く募集します。

※申請受付は先着順です。予算額に達し次第、募集期間内であっても受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

【１．事業概要】

１－１．事業目的

近年、企業等を標的としたサイバー攻撃が増加しており、情報漏えいや事業活動の停止など、企業経営に深刻な影響を及ぼす事案が発生しています。こうした状況を踏まえ、市では、市内中小企業者等のサイバーセキュリティ対策の強化を促進し、事業活動の安定及び継続を図ることを目的として、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の導入及び利用に要する経費の一部を補助します。

１－２．補助対象事業

補助対象となる事業は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス（以下「対象サービス」という。）を、市内の事業所に導入する事業です。本補助金では、次のいずれかの場合を補助対象とします。

(1)　国の「デジタル化・AI 導入補助金 2025（セキュリティ対策推進枠）又は 2026（セキュリティ対策推進枠）」（以下「国補助金」という。）の交付を受けて対象サービスを導入する場合
(2)　国補助金の交付を受けずに対象サービスを導入する場合

１－３．補助対象者

次の要件をすべて満たす者とします。

① 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を営む者であって、別表 1 及び別表２に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ同表に定める要件を満たすものとする。
② 市税を滞納していない者
③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは泉佐野市暴力団排除条例（平成２４年泉佐野市条例第２８号）第２条第１号から第３号に規定する暴力団または暴

力団密接関係者でない者

④　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条各項に規定する営業を営んでいない者（旅館業法第３条第１項に規定する許可を受け旅館業を営む者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く）を除く）

⑤　宗教法人又は政治活動を主たる目的とする団体でない者

⑥　法人格を有しない任意団体（同窓会、PTA、サークル等）でない者

⑦　その他市長が補助金の交付対象として不適当と認める者でないこと

※本店又は主たる事務所が市外にある場合でも、市内に事業所を有し、当該事業所で対象サービスを利用する場合は対象となります。

【２．補助金交付の要件】

２－１．補助対象経費

補助対象経費は、対象サービスの導入及び利用に要する経費とします。

補助区分	補助対象経費・要件
国補助金の交付を受ける場合	国補助金の補助対象として認められた対象サービスの利用に係る事業者負担分 ※令和 7 年 4 月 1 日以降に国補助金の交付決定通知を受け、令和 8 年度中までに、国補助金の交付を受けた事業者の事業者負担分
国補助金の交付を受けない場合	対象サービスの導入に係る初期費用及び利用開始日から最大 24 か月分の利用料（本事業の交付決定以降の経費が対象となります）

対象サービスについては、次の IPA 公式ホームページで確認してください。

https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/

※サービスリストに掲載されていないサービスや、登録サービスに含まれない別売りの機器、ソフトウェア、オプション等は対象外とします。

※消費税及び地方消費税並びに租税公課、振込手数料その他各種手数料は対象外とします。

２－２．補助率・補助額

補助区分	補助対象経費・要件	補助上限額
国補助金の交付を受ける場合	国補助金の交付確定額を控除した自己負担額の２分の１	５０万円
国補助金の交付を受けない場合	補助対象経費の２分の１	５０万円

※１，０００円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

※本補助金の交付決定後に経費が増額となった場合でも、交付決定額の増額は行いません。
※同一事業者に対する交付は、同一年度内１回限りとします。

２－３．補助対象経費の補足及び着手時期

(1)　国補助金の交付を受ける場合

令和７年４月１日以降に国補助金の交付決定を受けて実施した事業を対象とします。この場合、市の交付決定前にサービスの契約、利用開始又は支払いを行っている事業も対象となります。

(2)　国補助金の交付を受けていない場合

市の補助金の交付決定後に契約又は申込みを行い、令和９年３月３１日までに対象サービスの利用開始及び補助対象経費の支払いを完了した事業を対象とします。

なお、補助対象となるサービス利用料は、利用開始日から最大２４か月分とします。年度をまたぐ契約についても、上記の要件を満たす場合は対象となります。令和９年４月以降に支払うサービス利用料は、令和８年度の補助対象経費に含めません。**なお、令和９年度の補助金については、当該補助金の市議会における予算の審議状況等によるため、減額や皆減などの場合があります。**

【３．補助金の支払い】

３－１．支払額の確定方法

補助事業の完了後、補助事業者から提出された実績報告書及び関係書類に基づき、補助金の額を確定します。補助金の額は、交付決定額を上限として、実際に支払いが確認できた補助対象経費に基づき算定します。なお、領収書等により支払いが確認できない経費や、補助対象として適当でないと認められる経費については、補助対象外とします。

３－２．支払額の支払方法

補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払いとします。補助事業者から提出された実績報告書等に基づき、補助金の額を確定した後、補助事業者から提出された補助金精算払請求書により、指定された金融機関の口座へ振り込みます。

【４．募集・申請手続き】

４－１．募集期間

募集開始日：令和８年１１月１２日
締切日：令和９年３月３１日（必着）

※ただし、締切日までに、対象サービスの導入と補助対象経費の支払いを完了している必要であるため、令和９年２月１日以降に申請を予定されている場合は、事前にご相談ください。

※予算額（300 万円）に達し次第、募集期間内であっても受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

４－２．申請書類

① 以下の書類を４－３により提出してください。

・泉佐野市サイバーセキュリティ対策促進補助金交付申請書（様式１）
・補助事業に要する経費の金額の根拠を示す見積書
・国補助金の額の確定通知書の写し（国補助金の交付決定を受けた事業に限る）
・市税の納税証明書（滞納のないことの証明）
・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等、事業概要が記載してある資料）
・申請者の本人確認ができる書類（法人にあっては登記事項証明書、個人事業主にあっては確定申告書の写し）

② 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。

③選定の正否を問わず、申請書の作成費用等は支給されません。

※申請書は以下の市ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seicyou/omotenasi/menu/19374.html

４－３．応募書類の提出先

応募書類は持参又郵送により以下に提出してください。

＜郵送等の場合＞

〒５９８－００４８　泉佐野市りんくう往来北１　りんくうタウン駅ビル東棟２階
泉佐野市　成長戦略室おもてなし課
「泉佐野市サイバーセキュリティ対策促進補助事業」　担当宛

※ ＦＡＸ及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本募集要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※必ず、郵便物の追跡ができるレターパック等で郵送してください。

【５．審査・採択】

５－１．審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

５－２．採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、市ホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【６．交付決定】

採択された申請者が、市に補助金交付申請書を提出し、それに対して市が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。ただし、国補助金の交付決定を受けて実施する事業については、この限りではありません。

【７．その他の注意点】

・　申請書類及び実績報告書等に虚偽の記載があった場合や、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めることがあります。

・　対象サービスの契約内容、利用期間、料金及び解約条件等については、申請者の責任において十分に確認してください。

【８．問い合わせ先】

〒598－0048　泉佐野市りんくう往来北1りんくうタウン駅ビル東棟2階
泉佐野市　成長戦略室おもてなし課
泉佐野市サイバーセキュリティ対策促進補助事業　担当
E-mail：omotenashi@city.izumisano.lg.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「泉佐野市サイバーセキュリティ対策促進補助事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

別表１（中小企業等の定義）

業種分類	定義
①製造業（ゴム製品製造業を除く。）、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人事業主
③サービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） ※）自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は①に該当。	資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が９００人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用 する従業員の数が２００人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人事業主
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が３００人以下の者
⑩学校法人	常時使用する従業員の数が３００人以下の者
⑪商工会・都道府県連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が１００人以下の者
⑫中小企業支援法第２条第１項第４号に規定する中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

別表２（小規模事業者の定義）

業種分類	定義
①商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く。）	常時使用する従業員の数が５人以下の会社及び個人事業主
②サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数が２０人以下の会社及び個人事業主
③製造業その他	常時使用する従業員の数が２０人以下の会社及び個人事業主